

## 平成 29 年度 第 1 回空家等対策協議会会議録（要約）

1. 日 時 平成 29 年 5 月 23 日(火)午前 10 時～11 時 30 分

2. 場 所 金井コミュニティーセンター 2 階 大会議室

### 3. 出席者

#### ○ 空家等対策協議会委員

佐渡市長	三浦 基裕
弁護士	森田 寛
新潟県司法書士会	金子 精一
(社)佐渡市社会福祉協議会	池 知子
新潟県宅地建物取引業協会佐渡ブロック代表	土屋 貴信
佐渡建築士会	小林 繁喜
新潟県土地家屋調査士会佐渡支部長	中川 進
佐渡市民生委員児童委員協議会長	稲場 勇夫（欠席）
佐渡連合婦人会長	桃井 卓子
新潟地方法務局佐渡支局長	遠藤 文雄（欠席）
佐渡地域振興局 地域整備部 建築課長	石坂 勉

#### ○ 佐渡市

地域振興課長	市橋 秀紀
企画課 政策推進係長	菊地 寛士
建設課 管理係長	北嶋 裕行
環境対策課 課長	鍵谷 繁樹
同 課長補佐	伊藤 完一
同 環境対策係長	佐々木 太一
同 環境対策係	須田 大輔

### 4. 内 容

1 開 会

2 議事

- (1) 佐渡市空家等対策計画（案）について
- (2) 佐渡市特定空家等判定基準（案）について
- (3) その他

3 閉 会

(午前 10 時開会)

○市長あいさつ

## 議事

(1) 佐渡市空家等対策計画(案)について

● 事務局説明

● 意見、質疑

◇相談対応窓口は、住民サービスを考慮して一本化するのが良いと思う。

⇒ 窓口については一本化し、環境対策課を空家等対策窓口とする。

(2) 佐渡市特定空家等判定基準(案)について

● 事務局説明

● 意見、質疑

◇特定空家等判定は所有者や近隣住民が申込むのか。また認定後の措置内容は？

⇒ ・判定は市で把握している管理不全空家について実施する。

・認定後の措置は、法第 14 条の規定により段階的に措置を実施していく。

◇判定基準のベースは何か。また、佐渡市独自部分があるか？

⇒ ・県内外の先進事例を参考に、専門部会で判定基準の策定を進めた。

・市独自部分としては、世界遺産計画区域内での判定を検討する。

◇協議会の中にある専門部会の定義づけについて

⇒ 空家等対策計画(案) 14 頁、第 5 章 1 (2) に記載の佐渡市特定空家等審査会(仮)を、本日の協議会です承いただき、専門部会を特定空家等審査会と共通のものとさせていただきたい。

⇒ このことについて異議はなく、専門部会と審査会を共通の組織とする。

◇判定表の「1 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」で該当しない場合、2～4 の状態のみで特定空家等と判定することがあるのか。

⇒ その場合、専門部会及び協議会のご意見を伺い、判定をする。

◇判定表 1 の②、基礎がない建築物の判定レベルは妥当か。

⇒ 建築基準法施行以前の建築物では、基礎がない、または基礎が玉石等の管理不全建築物では、柱等の腐朽が早く、安全性の面で、基礎の有無でレベルが上がるのは妥当であり、レベル 3 には至らないが、レベル 2 程度には該当する。

◇特定空家等に認定された場合の市の対応について(補助制度など)

⇒ 特定空家等認定による優遇措置等はない。

◇特定空家等は今後増える可能性だが、解体について市の補助で賄えるのか。

⇒ 必ずしも特定空家等は、全てが解体ではなく、管理不全状態の適正な管理を促すことが大前提で、そのための解体、修繕等の補助を予算措置していく。但し、十分な予算確保は困難であると思われる。

◇判定後の空家等の経年劣化はどのように考えているのか。判定で基準以下でも、その後見直しが必要になると思われる。

⇒ 期間は明確に示せませんが、定期的な状況把握が必要と考えます。併せて、特定空家等に認定後、助言・指導等の措置を講じた建築物に対して、その対応がとられたかどうかの確認も必要であり、随時経過の観察は必要であると考えます。

### (3) その他

● H29 空家対策スケジュールを事務局説明

● 意見、質疑

◇管理不全空家リストからの判定はいつごろまでに？

⇒ 6月から作業を進めていく予定です。順次、審査会からご意見をいただく予定です。

◇特定空家等の所有者等に助言・指導の実施は、いつ頃からの予定か？

⇒ 8月上旬頃を予定している。

◇パブリックコメントの意見と市の見解は資料として配布されたい。

協議会での問題点を精査して資料として次回の会議に呈示願いたい。

⇒ 準備します。

(午前11時30分 閉会)